

# 学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書

氏 名 (男・女)

生年月日 平成 年 月 日 生まれ

下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがきわめて少なくなったので、 月 日以降の登校・登園が可能であると判断しました。

第1種感染症  ( ) [ 治癒 ]

第2種感染症  インフルエンザ ( A型 ・ B型 ) 発病後5日かつ解熱後3日経過  
 麻しん [ 解熱後 3 日経過 ]  風しん [ 発疹消失 ]  
 水痘 [ すべての発疹の痂皮化 ]  咽頭結膜熱 [ 主要症状消褪後2日経過 ]  
 流行性耳下腺炎 [ 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現したあと5日経過しかつ全身状態が良好 ]  
 百日咳 [ 特有の咳が消失または5日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了 ]  
 結核 [ 感染のおそれなし ]  髄膜炎 菌性髄膜炎 [ 感染のおそれなし ]

第3種感染症 [ 感染のおそれなし ]  流行性角結膜炎  急性出血性結膜炎  
 腸管出血性大腸菌感染症 (\*) (\*) 便の細菌培養において2回陰性が確認されたものとするのが一般的である。  
 コレラ  細菌性赤痢  腸チフス  パラチフス

◆第3種その他の感染症 [ ①～④は、出席停止により感染拡大防止効果があるもの ]

- ① A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎 ( 溶連菌感染症 )
- ② アデノウイルス感染症
- ③ 感染性胃腸炎 ( ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなどによるもの )
- ④ 急性細気管支炎 ( 主として RS ウイルス感染によると考えられるもの )

[ その他、個人の療養効果を重視した感染症 ]

マイコプラズマ感染症 / 異型肺炎・単純ヘルペス歯肉口内炎・帯状疱疹・ ( )

いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登校・登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん  
よだれを伴う口内痛・口内炎 発熱・脱水などの全身症状と持続する原因不明の腹痛  
がんこな咳漱 唾液腺の腫大

その他の意見：

[ ]

平成 年 月 日

医療機関名：

診察医師 ( 診察した医師に限る )：